富士宮市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富士宮市議会議員政治倫理条例(令和4年富士宮市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例に よる。

(宣誓)

第3条 条例第4条第1項の宣誓は、宣誓書(第1号様式)を提出する ことにより行うものとする。

(就業の報告)

- 第4条 条例第6条第1項(同条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による報告は、就業報告書(第2号様式)を提出することにより行うものとする。
- 2 条例第6条第3項の規定による報告は、就業内容変更報告書(第3 号様式)を提出することにより行うものとする。

(審査請求)

第5条 条例第8条第1項の規定により審査請求をしようとする者は、 議長に対し、審査請求書(市民用)(第4号様式)又は審査請求書(議 員用)(第5号様式)を提出するものとする。

(審査請求の補正及び却下)

- 第6条 条例第8条第3項の規定により補正を求めるときは、審査請求 補正要求書(第6号様式)により行うものとする。
- 2 条例第8条第4項の規定により審査請求を却下するときは、請求者に対し、審査請求却下通知書(第7号様式)を通知するものとする。 (審査結果の報告)
- 第7条 条例第12条第1項の規定により委員長が作成する報告書は、 審査結果報告書(第8号様式)とする。

(審査結果の通知)

第8条 条例第12条第3項の規定による審査結果の通知は、審査結果 通知書(第9号様式)により行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

# 第1号様式(第3条関係)

## 宣誓 書

私は、市民全体の代表者として、市政に携わる責任を深く自覚し、市民の信頼に値する 高い倫理性を保持するとともに、富士宮市議会議員政治倫理条例を遵守することを宣誓 します。

年 月 日

富士宮市議会議員

富士宮市議会議長 宛

#### 富士宮市議会議員

#### 就業報告書

富士宮市議会議員政治倫理条例第6条第1項(同条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 自ら事業を営んでいる場合

屋号	所 在 地	職種	役 耶	<b>我</b> 事業開始(継承)日

#### 2 法人等の取締役等に就いている場合

法人等の名称	所 在 地	業	種	役	職	就	任	日

年 月 日

#### 富士宮市議会議長 宛

## 富士宮市議会議員

# 就業內容変更報告書

富士宮市議会議員政治倫理条例第6条第3項の規定により、下記のとおり変更事項を報告します。

記

変更年月日	年	月	目	
変更理由				

## 変更前

屋号又は法人等の名称	所 在 地	職種又は業種	役	職

## 変更後

屋号又は法人等の名称	所 在 地	職種又は業種	役	職

富士宮市議会議長 宛

住所代表者氏名電話番号

審査請求書(市民用)

富士宮市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により、別紙審査請求者署名簿を 添えて下記のとおり審査請求します。

記

審査対象議員の氏名	
違反する疑いのある政治倫理基準	
違反する疑いの内容	

※ 違反する疑いを証する書類を添付すること。

#### 審查請求者署名簿

富士宮市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により審査請求するに当たり、 富士宮市議会議長が、署名した者の住所、氏名及び生年月日を富士宮市の住民基本台帳に おいて確認することについて同意します。

#### 審査対象議員の氏名(

)議員

	五八水晚兵。	V- [1] (		/ 附及只	
番号	署名年月日	住 所	氏 名	生年月日	確認欄
1					
(代表者)					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					
1 1					
1 2					
1 3					
1 4					
1 5					
1 6					
1 7					
1 8					
1 9					
2 0					

#### (注)

- 1 太枠内を自署により記載すること。
- 2 住所欄には大字から記入し、アパート等の場合は部屋番号も記入すること。
- 3 富士宮市の住民基本台帳に記載されている満18歳以上の者のみ署名することができます。

富士宮市議会議長 宛

## 代表者 富士宮市議会議員

#### 審查請求書 (議員用)

富士宮市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により、下記のとおり審査請求します。

審査対象議員の	氏 名
違反する疑いのある政治倫理	理基準
違反する疑いの	内 容
	審 査 請 求 者 署 名 欄

<sup>※</sup> 違反する疑いを証する書類を添付すること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 富士宮市議会議長

### 審查請求補正要求書

年 月 日付けであなたから提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があるため、富士宮市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定により補正を求めます。

なお、下記の期日までに補正が行われない場合には、富士宮市議会議員政治倫理条例第 8条第4項の規定に基づき、当該審査請求を却下することがあります。

- 1 補正を求める内容
- 2 理由
- 3 補正の期日

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 富士宮市議会議長

## 審查請求却下通知書

年 月 日付けであなたから提出のあった審査請求は、富士宮市議会議 員政治倫理条例第8条第4項の規定により却下します。

記

却下の理由

年 月 日

富士宮市議会議長 宛

富士宮市議会議員政治倫理審査会

## 審查結果報告書

年 月 日付け 第 号で審査の付託を受けた件について、富士宮 市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 違反する疑いのある政治倫理基準
- 3 違反する疑いの内容
- 4 審査の結果

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 富士宮市議会議長

## 審査結果通知書

年 月 日付けで請求のあった審査請求について、富士宮市議会議員政治倫理審査会における審査が終了しましたので、富士宮市議会議員政治倫理条例第12条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 違反する疑いのある政治倫理基準
- 3 違反する疑いの内容
- 4 審査の結果